

令和7年度

財政援助団体監査結果報告書

伊予市監査委員

1 監査対象

令和6年度において、負担金、補助金、助成金等の財政的援助を行った各種団体について、当該出納並びに関連した事務等

2 監査実施日 令和8年2月17日、18日

3 監査実施場所 各団体事務所
伊予市庁舎 2階 会議室1

4 監査実施団体及び監査対象事業 5課・6団体・6事業

(単位：円)

課名	団体名	事業名	補助等金額
農林水産課	上灘青年漁業者協議会	伊予市双海町漁業後継者対策事業費補助金	180,000
商工観光課	伊予市商業協同組合	お年寄りに優しいまちづくりモデル事業費補助金	1,600,000
農業振興課	伊予市農山漁村男女共同参画社会づくり推進協議会	伊予市農山漁村男女共同参画社会づくり推進協議会補助金	300,000
	伊予市グリーン・ツーリズム推進協議会	伊予市グリーン・ツーリズム推進協議会補助金	300,000
地域創生課	住民自治されだに	伊予市地域まちづくり交付金	145,500
福祉課	伊予市手をつなぐ育成会	伊予市手をつなぐ育成会活動費補助金	200,000

5 監査方針

各所管を通じて、予め提出された監査資料に基づいて、各財政援助団体の長及び各所管の事務管理責任者より説明を聴取し、監査項目に従って監査を執行した。

6 監査項目

- (1) 財政援助（補助金・助成金等）の決定は、法令等に適合しているか。
- (2) 事務手続き（補助金等申請）は適正に行われているか。
- (3) 補助金・助成金等が目的に沿って公正かつ能率的に生かされているか。
- (4) 適正な経理手続き及び管理運営がなされているか。

7 提出を求めた監査資料

- (1) 令和6年度補助金等交付実績調書
- (2) 令和6年度収支決算報告書
- (3) 令和6年度事業実績報告書
- (4) その他各被援助団体関係資料

8 監査の結果

監査方針及び監査項目に従って、上灘青年漁業者協議会他5団体、6事業を監査した結果の概要及び要望事項等は、次のとおりである。

（補助金等交付状況は、別表1（P5）を参照。）

〔農林水産課〕

上灘青年漁業者協議会

（伊予市双海町漁業後継者対策事業費補助金）

交付した補助金は、伊予市双海地域の漁業の担い手である漁業後継者で構成する組織が漁業技術の向上及び漁家経営の強化についての研修や情報交換等積極的な活動を行うことにより、地域水産業の健全な発展を図るための事業に要する経費に対して執行されており、証拠書類の保管や会計経理等、概ね適正に処理されていると認められた。

本協議会は、漁業技術の向上や後継者育成に努めるとともに、地域のイベントや各種行事にも積極的に参加するなど、地域活性化にも大きく寄与されている。今後も、より一層の事業効果の向上と適正な会計処理に努められることを期待する。

〔商工観光課〕

伊予市商業協同組合

（お年寄りに優しいまちづくりモデル事業費補助金）

交付した補助金は、中心市街地の空き家店舗等を活用した交流の場の創出、休憩所の

設置等お年寄りに優しいまちづくりを推進するため、商工団体がモデル的に実施する事業に要する経費に対して執行されており、証拠書類の保管や会計経理等、概ね適正に処理されていると認められた。

しかしながら、本事業には 1,600,000 円の補助金が交付され、継続して実施されているものの、当初モデル事業として開始された事業であり、開始から相当の期間が経過している。また、事業を担う団体においては構成員の固定化が見受けられるほか、利用者の拡大が図られているとは言い難い状況が見受けられる。このことから本補助金については制度の見直しを検討すべき時期にきているものと考えられる。今後は、事業の目的や効果を改めて検証するとともに、補助制度のあり方や今後の方針について検討されたい。

〔農業振興課〕

伊予市農山漁村男女共同参画社会づくり推進協議会

（伊予市農山漁村男女共同参画社会づくり推進協議会補助金）

交付した補助金は、男女共同参画社会を実現するため、その気運の醸成と自発的な活動を促進し、すべての農山漁村女性が一体となった運動に発展させることを目的とした伊予市農山漁村男女共同参画社会づくり推進協議会が行う取組に要する経費に対して執行されており、証拠書類の保管や会計経理等、概ね適正に処理されていると認められた。

本補助金は、主に研修事業に活用されており、男女共同参画の理解を深める取組として有意義なものとして評価する。今後も研修事業等を通じて男女共同参画への理解促進を図り、地域の実情に応じた活動の充実に努められたい。

伊予市グリーン・ツーリズム推進協議会

（伊予市グリーン・ツーリズム推進協議会補助金）

交付した補助金は、伊予市の特色を活かしたグリーン・ツーリズムを推進するため、多様な農林漁業の体験や地域の情報発信等を行うことにより、農山漁村地域の活性化に寄与することを目的として伊予市グリーン・ツーリズム推進協議会が行う取組に要する経費に対して執行されており、証拠書類の保管や会計経理等、概ね適正に処理されていると認められた。

補助金は主に研修費及びモニターツアーの企画費として活用されており、地域資源を活かした体験型観光の推進や関係者の資質向上に資する取組は評価できる。今後も、地域の魅力を活かした事業の推進に期待する。

〔地域創生課〕

住民自治されだに

（伊予市地域まちづくり交付金）

交付した補助金は、住民自治組織が行うまちづくり活動に対し執行されており、証拠書類の保管や会計経理等、概ね適正に処理されていると認められた。

当該組織においては、実情に応じた各種事業に取り組みされており、豊かな自然環境を生かした取り組みなどにより、コミュニティの維持及び魅力ある地域づくりの推進に寄与しているものと評価する。

今後においても、住民主体による活動の推進に努められたい。

〔福祉課〕

伊予市手をつなぐ育成会

（伊予市手をつなぐ育成会活動費補助金）

交付した補助金は、市内の知的障がい者相互の連絡協力を助長することを目的に組織する伊予市手をつなぐ育成会の運営に要する経費に対して執行されており、補助金は目的に沿って概ね適正に処理されていると認められた。

しかしながら、補助金に係る会計処理及び出納管理については、団体の会計との区分をより明確にし、収支の状況が一層分りやすく整理されるよう改善を図られたい。今後は、補助金の透明性の確保の観点からも、補助金の趣旨を十分踏まえ、より適正かつ明確な会計処理に努められることを期待したい。

9 講 評

全般として、各補助金等事業は、事業実績報告書及び収支決算書等を監査した結果、概ね適正であった。

本市においては、人口減少や高齢化の進行などにより、地域社会を取り巻く環境は今後さらに厳しくなることが見込まれる。そのような状況の中、財政援助団体が果たす役割はますます重要になるものと考えられる。一方で、社会情勢の変化を踏まえ、団体のあり方や補助金のあり方について検討していく時期にきているものと思われる。

今後は団体の活性化が図られるとともに、本市の発展につながる取組が一層推進されることを望むものである。

別表1

財政援助団体監査資料(令和6年度交付団体数・件数)

所 管 課 名	補 助 金 ・ 助 成 金 ・ 負 担 金		
	交付団体数	件 数	金 額
危 機 管 理 課	48	48	11,376,104
福 祉 課	10	12	50,456,860
子 育 て 支 援 課	8	8	389,000
商 工 観 光 課	6	10	32,808,660
農 林 水 産 課	18	23	17,806,485
農 業 振 興 課	10	10	3,091,798
健 康 増 進 課	1	1	50,000
長 寿 介 護 課	124	125	24,112,531
地 域 創 生 課	18	19	10,972,500
教育委員会 学校教育課	14	16	30,023,207
教育委員会 社会教育課	48	48	15,370,181
上 下 水 道 課	1	1	214,500
合 計	306	321	196,671,826

* 交付団体は、主に市単独事業を対象としたものである。

* 交付件数は、補助金・助成金・負担金(諸会議負担金・会費等は除く)である。